

	ご意見	対応
1	<p>・行政における配慮の中で、選挙等における配慮に関しては、県レベルでも具体的なところを障害者にわかりやすく啓発すべきでないのか。</p>	<p>P22のとおり「選挙に関する配慮」として見出しを新たに表記しました。</p>
2	<p>・福祉を支える人材の育成・確保 障害福祉人材の表記で統一した方がよい。</p>	<p>P47のとおり「障害福祉人材」の表記で統一します。</p>
3	<p>・障害者の家族支援（ヤングケアラーなど）家庭内における虐待防止につながらないよう、親への支援が必要である。</p>	<p>・P15基本理念に新たに「障害のある人のヤングケアラーを含む家族や介助者など関係者への支援も重要であることに留意します」旨の文書追加します。</p> <p>・P41 新規施策として「関係機関による支援ネットワークの構築や、支援ガイドラインを作成し、若年介護者であるヤングケアラーを支援します。【こども政策課】」を追加します。</p>
4	<p>令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したが、その中で基本理念に家族の意向の尊重と家族への支援が明記された。このことから精神障害者とその家族に対し、認知症基本法と同様に家族支援を強力に実施していただきたい。</p>	
5	<p>基本理念の定義に次の文書を追加していただきたい。「常に障害者の立場に立ち、障害者及びその家族の意向の尊重に配慮して行われること」</p>	
6	<p>家族支援に関する指標を明示していただきたい。</p>	<p>次回の指標の際に検討</p>
7	<p>精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移についてグラフ化</p>	<p>P7、8のとおり掲載しました。</p>
8	<p>精神科病院の入院患者数について入院形態別のデータの明示とグラフ化</p>	